

「静かな街を壊さないで」私たちの願いです 補助 133 号線の道路計画見直しを！

2020年3月作成

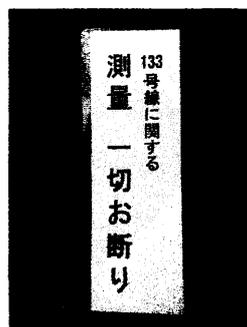
地権者のみなさまへ

1 測量させなければ計画は次に進みません

- ・測量はあくまで任意での事業への協力的行為です
- ・事業に疑問や不安や納得できないことがあれば測量は断りましょう
- ・測量は断っても事後に不利益になることは一切ありません

2 土地を売らなければ道路は出来ません

3 個別交渉には応じない



地権者の 20%
が土地を売らなければ事業は
行われない

※プレートは無料で配布中

沿道・地域のみなさまへ

- 1 計画道路沿道の左右各 40mの地域のみなさまにも測量が入ります。測量拒否をしましょう
- 2 騒音・大気汚染・環境破壊・日照権・風害など様々な影響が懸念される道路建設に「NO」の意志表明をしましょう
- 3 「地域の診療所・医院をなくさない」など住民の生活を守りましょう

道路計画に向き合う ➤ 「キホン」

- ◆三原則：「知る、学ぶ、闘う」
- ◆憲法で保障されている住民の権利を知る
 - ・国民権 ・財産権 ・幸福追求権 ・基本的生存権
- ◆住民は行政より強い。住民がハンコをおさなければ事業は進まない
- ◆道路が必要か不要かは住民が決める
- ◆権利者が土地を手放さなければ道路はできない

〔1〕「補助 133 号線の都市計画道路」 東京都の行政手続きは憲法違反です

1. 133 号線を含む東京都内の都市計画道路は、何と大正 8 年制定の旧都市計画法に基づき事業を進めています。他県はとっくに昭和 43 年にできた新都市計画法に切り替えたのに、都の事業はいまだに 100 年以上前にできた旧法に基づいているのです。びっくりしますが、これが事実です。
2. 新法の 16 条では、計画案の作成前に公聴会を開くなど、住民の意見を計画に反映させる施策を細かく義務付けています。しかし旧法にはこうした規定が一切ありません。都はこれをいいことに、計画決定前の住民への説明を省略、意見聴取の公聴会も開いていません。ただ一方的に事業を進め、土地の取得を続けてきたのです。
3. 「これは明白な憲法違反」と熊本一規・明治学院大学名誉教授は、以下のように指摘しています。
 - ①財産所有者に、事前に告知と聴聞の機会を与えず、一方的に取得のための行政手続きを進めるのは、適正手続きの保障を定めた憲法 31 条に違反する。
 - ②その結果は住民の財産を侵害するのだから、財産権の保障を定めた憲法 29 条にも違反する。
 - ③昭和 37 年 11 月 28 日、最高裁判所の大法廷も同様の判決を下している。
4. 都は最高裁大法廷の確定判決に従い、憲法違反の道路事業を直ちに中止し、新法に切り替えるべきです。杉並区の都市計画道路事業も新法に従い、公聴会の開催など住民の意見を計画に反映させる諸施策を条例で定めるべきです。
自治体として、憲法違反の行政手続きをこれ以上続けることは許されません。

「杉並の問題をみんなで考える会」(2020.2)

[2]そもそも 133 号線の道路は必要なのでしょうか？

■東京都は、133 号線道路計画の目的は交通の円滑化、良好な居住環境、防災のためと説明していますが、これには多くの疑問点があります

1 交通

- ①交通量の減少は確実に進む（国土交通省資料）
- ②少子高齢化は確実に進む（都の将来人口予測）
- ③住民のためというより、通過する車のための道路であり、危険性が増す

2 防災

- ①16m幅の道路では、火災が発生した場合、延焼を防ぐことはできないといわれている
強風下では、火の粉は 100m 飛ぶといわれており、延焼を防ぐためには、道路沿いに高さ 45m 以上の高層ビルが必要になる
- ②車が多く通る時間帯では、逆に道路が延焼促進帯になるのでは？
路上自動車は建物の火炎熱で延焼、ましてや消防車は通る事が出来ない
- ③命を守るためには出火させないこと
行政も関わり、初期消火体制を充実させることが最も大切（阪神大震災の教訓）

《防災・減災のためには》

- 耐火住宅、耐火壁、耐震住宅、感震ブレイカー普及を道路建設より優先させる
- 狭い道路でも通ることができる小型車両消防車を増やす
- 地域住民のつながりや助け合いを強化、避難体制の確立、防災訓練、避難所の確保整備
- 上下水道管、ガス管の耐震化等のインフラ整備

3 生活環境におよぼす懸念

- ①環境破壊
 - ・騒音、排気ガス、大気汚染、日照権問題
 - 風害
 - ・アスファルトによる熱帯夜、温暖化促進
 - ・用途地域変更に伴う様々な影響
- ②弱い立場の人にとって危険、不便になる
 - ・生活道路がなくなり信号を渡って回り道をしなければならない、信号を渡りきれない
 - ・移動が不便、困難になる
 - ・園児、学童にとって通学、通園の安全確保への懸念
- ③治安の悪化への懸念
- ④コミュニティの分断

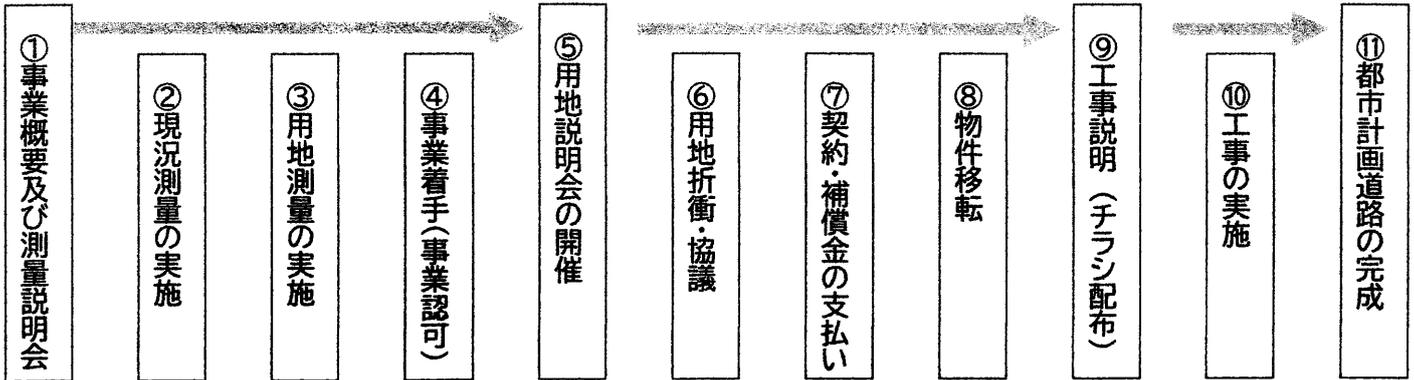
4 命を守るには

（阪神大震災、東日本大震災の教訓から）

- ①ハード対策ですべてに対応することは無理がある。巨額のコストがかかるのみならず、整備に長い時間を要し、現実的でない
- ②人命を重視する観点からは、地域の実情に合った避難体制の確立、住民への周知などのソフト面の対策が重要である
- ③内閣府中央審議会も、首都直下地震の被害を小さくする基本は、道路よりも住宅耐震化、出火予防、初期消火対策を強調している

[3] 現状はどうなっているのでしょうか？

1. 都市計画法による道路工事は概ね下記のようにすすめられます。



2. 補助133号線の現況は…… ①の説明会は2019年11月に実施済みです。

②の現況測量の実施は2020年1月から実施する告知がありました。

3. 測量からの完成までの期間・東京都は9年～10年位と説明していますが、他の路線の事例からすると倍の期間がかかります。さらに反対運動があれば長期間かかることが予想されます。

4. 事業認可 …………… ④の認可は国が「許可」を出しただけです。関係住民の合意と同意がなければ事業は進みません。

[4]《道路行政》国の方針と東京都の方針

国の方針は見直し方向

〈社会情勢の変化を考慮、また道路建設工事費の半分は国の負担になる〉

- 1、〈2000年12月〉「都市計画運用指針」(国土交通省)
以降の見直し・廃止の状況
 - 見直し
京都、大阪、兵庫、福岡ほか全国で2,296路線
 - 廃止 全国で1798路線
- 2、〈2017年6月、2018年6月〉
政府骨太方針で「都市計画道路の見直しを加速する」と表明
- 3、〈2017年7月〉
国土交通省の見直しの手引きの内容
 - ① すでに事業認可をうけた路線も見直しの対象である
 - ② 事業認可にあたっては都市計画への適合だけでなく地域の実情なども見ていく
 - ③ 公聴会など住民の声を聴くことの必要性

一方で東京都は

- 1、見直し1路線、廃止1路線、1.3kmのみ
- 2、都の道路建設強行に対して、現在、都内各地で反対運動が起きています。下記の地域では事実上の中止を勝ち取っています。
 - ◎調布市 都道3・4・10号線
 - ◎特定整備路線北区81号線の一部
 - ◎世田谷区 生活道路130号線
 - ◎三鷹市 市道3・4・9号線
 - ◎小金井市 市道3・4・8号線
 - ◎荒川区 補助92号線＝都の建設局長が「率直なところ、現状は住民の多くが反対しているので、このまま住民の理解と協力がなければ事業実施は難しいと感じている」と表明

[5] 補償の実態

■生活再建は出来るのでしょうか？

- ◆補償の査定は「公共用地の取得に伴う損失補償基準要綱の解説」（近代図書刊）等の書籍に掲載の基準に則って行われます

1, 土地の補償

- ①補償される土地価格は周辺の公示価格の 15~20%低い査定となります
- ②残地は買い取ってもらえません（ほぼ 99%の確率で）
「残地補償」という言葉がありますが、これは残地の価格低下に対する低下分の補償のことです
残地を更地で持ち続けると固定資産税は今までの 6 倍になります（わずかに残った変形の土地は誰も買ってくれず、6 倍の固定資産税を払い続けることとなります）

2, 建物の補償

- ①建物価格は築年数の経過による減価償却後の価格の最大 75%くらいしか補償されません
- ②解体費用は所有者の負担になります

3, 借地、借家人への補償

- ①借地の場合の契約は土地の所有者と借地人（権利者）が同時契約することになります
基本は土地所有者（底地所有者）の合意が先決事項
- ②借地の所有者と借地人の権利割合は
・東京都の主張は「話し合い」で決定する
・実態は路線価方式
- ③借家人への補償は
・移転費用（引っ越し費用）
・移転に際しての当初費用（敷金、礼金、頭金）
・周辺家賃との差額補償（何ヶ月分の補償かは不明）

4, 営業権補償

- ①営業を継続することが条件です

※行政（都）に対処するときの
《三種の神器》

- ①法的根拠を示す文書を要求
②ICレコーダーで録音する
③カメラで撮影する

☆測量させなければ計画は次に進みません！
☆土地を売らなければ道路は出来ません！

※このリーフレットは長谷川茂雄氏（道路住民運動全国連絡会事務局長・都市計画道路連絡会世話人・公共事業改革市民会議世話人）作成の文書を参考に「都市計画道路補助 133 号線（中杉通りから五日市街道までの延伸）に反対する会」がまとめたものです（2020 年 3 月）